

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出がありましたので、その概要等を同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示します。

なお、当該届出に係る書類については、次のとおり公衆の縦覧に供し、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに門真市長に意見書を提出することができます。

令和8年5月1日

門真市長 宮本 一孝

記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ラ・ムー門真店

門真市大池町460番2 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大黒天物産株式会社

岡山県倉敷市西中新田297番地1

代表取締役 大賀 昌彦

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大黒天物産株式会社

岡山県倉敷市西中新田297番地 1

代表取締役 大賀 昌彦

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和 8 年12月18日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,612平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数
55台
- (7) 駐輪場の収容台数
200台
- (8) 荷さばき施設の面積
120平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量
11.7立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 6 時15分
閉店時刻 午後 8 時45分
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時から午後 9 時まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和8年4月17日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧の期間

告示の日から令和8年9月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前

9時から午後5時30分まで

- (2) 縦覧の場所

門真市中町1番1号

門真市市民文化部産業振興課

4 意見書の提出先

- (1) 提出方法

市が定める様式による意見書を持参し、又は郵送することにより提出すること。

- (2) 提出先

〒571-8585

門真市中町1番1号

門真市市民文化部産業振興課

- (3) 提出期限

令和8年9月1日（火）午後5時30分（郵送の場合は、期限までに必着とすること。）